

環境及び生物多様性の保全・啓発活動を通じた水循環の健全化

シャープ株式会社

1. シャープグループの社会貢献活動について

当社は経営理念の中に「広く世界の文化と福祉の向上に貢献する」と謳い、社会貢献活動を重要な取り組みのひとつに位置付けています。

また、様々な社会的課題の中で、「環境」「教育」「社会福祉」を重点分野と定め、社会との調和と共存をめざし、地域に根ざした社会貢献活動に取り組んでいます。今回のテーマでもある「環境及び生物多様性保全・啓発活動を通じた水循環の健全化」も、こうした考え方に基づいた取り組みです。

2. 水循環の健全化への取り組みについて

地球温暖化とそれに関連して引き起こされる水循環の悪化などの現象は、グローバルな課題として近年急速に拡大し、日本においても重要な社会的課題のひとつとして認知されています。これらの現象は、様々な要因はあるものの、人間の生活や産業によって引き起こしているケースが多いとされ、自然の治癒力だけでなく、社会全体で防止/保全活動に取り組む必要があると言われています。

そうした背景のもと、当社では、事業活動における環境取り組みは勿論のこと、環境/生物多様性保全活動や次代を担う子ども達への啓発などの活動を通じた水循環の健全化に、以下の6つの切り口で取り組んでいます。

1) シャープグリーンクラブの運営

当社の環境/生物多様性保全は、シャープグリーンクラブ(SGC)を母体として活動しています。このSGCは、シャープグループ全従業員一人ひとりが身近な環境問題と向き合い、環境意識を高めることを目的に、労使が協調した環境ボランティア活動団体(CSR担当役員が会長、労働組合トップが副会長)として、2003年に設立されました。設立から10年が経過し、活動は延べ8,036回に及び、活動者数は延べ280,159名(2013年3月末現在)に上っています。

以降に紹介する「シャープの森づくり」「ラムサール条約湿地の保全活動」などは、このSGCの活動です。近年では現役の社員だけでは無く、当社OB会(社友会)とも連携しながら、息の長い活動とするための取り組みを進めています。

2) 「シャープの森」づくり

北海道から九州まで、全国の主な事業所近郊の12ヶ所において、自治体などと森林保全の協定を結び、「シャープの森」※1を開設。地域の団体やNPOとも協働して、植林や育林のみならず里山再生等を通じ、生物多様性保全に繋がる活動を行っています。それぞれの森の広さは、2ヘクタールぐらいとそれほど大きくはありませんが、従業員自らの手で活動出来るちょうど良い範囲内で実施しています。



SGCによる若草山（奈良県）での生物多様性保全活動



神於山（大阪府）でのフクロウの巣箱設置活動

この「シャープの森」のフラグシップに位置づけている「^{こうのやま}神於山シャープの森」(大阪府岸和田市)では、大阪府のアドプトフォレスト制度^{※2}の第一号として、5年間の協定期間における環境/生物多様性や水源涵養の保全活動が認められ、大阪府知事から感謝状を授与されるとともに、協定を延長して現在も活動に取り組んでいます。

現在、これらの12ヶ所の森のうち、3ヶ所^{※3}では「フクロウの棲む森づくり」を新たなテーマに定め、取り組みを行っています。

これは、豊かな森づくりや水循環の健全化に向けて、単なる植樹や育林活動だけではなく、活動者のモチベーションにもなる様、生態系の頂点に立つフクロウをモチーフにして、活動ターゲットを決めて取り組んでいるものです。

※1：札幌市（北海道）、矢板市（栃木県）、多気町、亀山市（三重県）、天理市、明日香村（奈良県）、岸和田市、四条畷市（大阪府）、三原市、東広島市（広島県）、丸亀市（香川県）、前原市（福岡県）の計12ヶ所

※2：自治体等が管理・所有する森林等について、民間等の団体が自治体と協定等を締結して、ボランティアで美化や保全活動等を行う制度

※3：岸和田市、四条畷市（大阪府）、丸亀市（香川県）の3ヶ所

3) 河川、海岸等での環境/生物多様性保全活動

全国の事業所近郊の9河川及び、1海岸^{※4}で清掃活動、稚魚の放流や自然観察会などを実施しています。

これは里山保全によって流れ出る、質の高い水の通り道の確保による環境/生物多様性保全として取り組んでいるものです。

特に、三重県の当社事業所の近くを流れる佐奈川の保全活動を始めた所、地元自治体、学校、住民、周辺企業も参加するなど、地域に浸透した環境保全活動に発展しています。



佐奈川（三重県）での自然観察会

※4：発寒川（北海道）、安部川（静岡県）、佐奈川、鈴鹿川（三重県）、布留川（奈良県）、内川・土居川（大阪府）、太田川、大添川（広島県）の9河川と金沢市（石川県）の1海岸

4) ラムサール条約登録湿地の保全活動

ラムサール条約湿地は世界に2千ヶ所以上、その内日本には46ヶ所が登録されており、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としています。

当社では、北海道から沖縄までの事業所近郊の10カ所^{※5}の登録湿地で、環境省や自治体などと連携して外来種の除去やクリーンアップなどを中心に活動及び企画検討しています。一例として、漫湖（沖縄県）では、河川の富栄養化や土砂の堆積に起因したマングローブによる陸地化防止と、ここを行き来する水鳥の中継地の保全などを目的に環境省と連携し、水循環の健全化と生物多様性の保全活動を実施しています。

※5：釧路湿原（北海道）、佐潟（新潟県）、奥日光（栃木県）、谷津干潟（千葉県）、片野鴨池（石川県）、藤前干潟（愛知県）、中海（鳥取県）、宍道湖（島根県）、蘭牟田池（鹿児島県）、漫湖（沖縄県）

・片野鴨池と宍道湖の2ヶ所については、現地視察を実施し、活動方法については企画検討中です。



漫湖（沖縄県）での増えすぎたマングローブの除伐活動



三重工場のビオトープ(調整池)で育成した地域固有種の稚魚の放流



シャープの森で実施する「野外環境教室」

5) 工場の調整池をビオトープ化

工場の敷地内には、雨などを貯める調整池がありますが、これらをビオトープ化して、生物多様性の保全と水循環の健全化を図っています。一例として、三重事業所においては、減少した地域固有種の稚魚をこのビオトープ(調整池)で育成し、毎年地域の子ども達と近郊河川(佐奈川)に放流しています。

また、ビオトープ(調整池)にはカワセミの飛来も確認されています。

6) 啓発活動

①「環境教育」

この取り組みは全国の小学校を対象に「地球温暖化」や「新エネルギー」などの講義と実験を通じ、地球温暖化への理解や理科への興味を高め、水循環の健全化の啓発にも繋がる総合的な環境教育として実施しています。

2006年10月から年間500校規模で展開し、2013年3月末までに実施校数は延べ3,159校、延べ184,230名の子ども達が受講しました。



全国の小学校を対象に実施する環境教育

授業は小学校の学習指導要領に基づいた内容としており、また、座学や実験、クイズ等を取り入れ、子ども達と講師の双方向性を高めるようにしています。

②「野外環境教室」

「シャープの森」を活用して、教室の中だけでは学べない生物多様性保全について、野外で行う体験型の教室です。四季折々に開催し、森の生き物の暮らしや、生物多様性保全によって培われる豊かな水の大切さを地域の子ども達に伝えています。

3. 活動の効果・反響

1) 直接的な効果

直接的な効果として、大きく2つの点があげられます。1つ目は活動を通じた水質改善による、生物多様性保全への貢献です。具体的には、「シャープの森」での活動を通じた、豊かな土壤環境の構築と、そこで培われた栄養分を含んだ質の高い水の供給による生物多様性の保全及び、「ラムサール条約湿地での保全活動」を通じた、水質の向上や水鳥の生育環境の改善、ホタルの復活、希少生物や動植物の保全、に繋がっています。

2つ目は「環境教育」を受講した子ども達の水の大切さに対する意識の向上です。具体的には、「環境教育」を受講した子ども達からの「水を大切にして、自然豊かな街にしていきたい」といった声や、教員からの「水循環や水に棲む生物も大切にする心を育む教育的効果の高い授業」などの感想を頂いており、子ども達の環境意識向上のお役に立てて頂いています。

2) 波及的な効果

大阪府岸和田市にある「^{こうのやま}神於山シャープの森」の事例ですが、この森では、「自然再生推進法」に基づき設置された「神於山保全活用推進協議会」のメンバーとして活動しています。この活動が「自然再生協議会情報

連絡会議」(2012年11月・主催：環境省)において、地域や自治体と企業が連携する先進的な好事例として紹介されました。

企業が自治体と連携する場合、金銭的な支援が多い中で、従業員自らがボランティアで汗を流す取り組みが今後のひとつの形として、社会から高い関心を寄せて頂いています。

4. 今後の取り組みについて

環境/生物多様性保全の取り組みは一朝一夕に実現出来るものではありません。当受賞にあたって、評価のポイントにもある様に、息長く地域に根差した活動

を継続する姿勢を持ち続けたいと考えています。

また、「環境教育等促進法」※6の施行などを踏まえ、活動がより一層地域社会への貢献に繋がるよう、自治体や学校などとの連携を強化するとともに、より多くの従業員が活動に参加出来るよう「シャープグリーンクラブ」として新たな活動を拡充し、環境/生物多様性保全を通じた水循環の健全化に今後も力を入れて行きたいと考えています。

※6：行政と企業や民間が協働し、地域における環境保全活動・環境教育の一層の推進を図る事を趣旨として平成24年10月1日に完全施行

シャープ株式会社